第五条第四項	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第五項	前項	前項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第七項	第五号若しくは第七号から第十二号まで	第五号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七号から第十一号まで（これらの規定を第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二号
	第五条第七項	第五条第七項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条	第五条第三項及び第四項	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第一項	第五条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十条	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十一条第一項	第七条第一項	第七条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	この条及び第十三条	この条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十三条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十一条第二項	第五条第二項から第六項まで（第四項第三号を除く。）	第五条第二項、第三項、第四項（第三号を除き、第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
	同条第四項第二号	第二十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第四項第二号